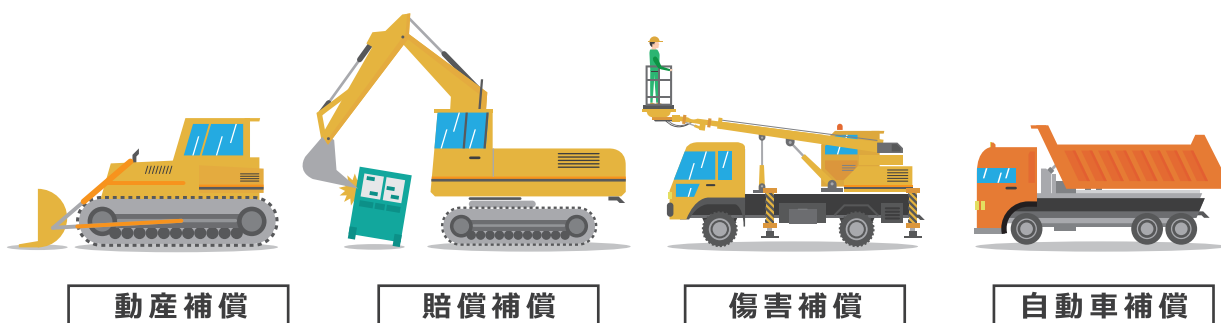


ワイド補償制度のご案内

当社のレンタル商品（車両・建設機械）には補償がセットされています。

万が一の時に安心、信用を提供します。

コトスで借りて作業能力もパワーアップ！



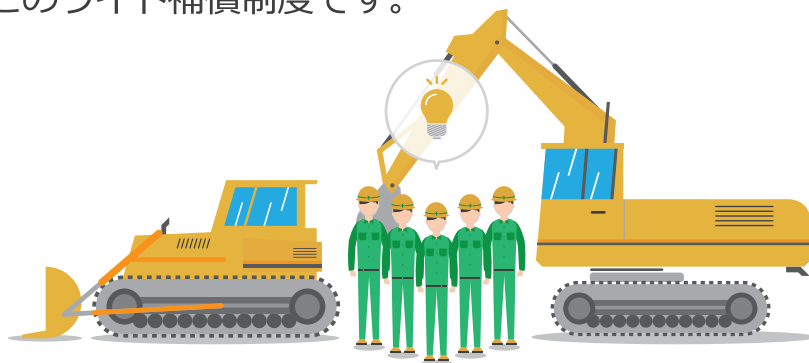
株式会社 レンタルコトス

サポート

予測できない災害に、
小さなご負担で
大きな安心・安全をサポートします。

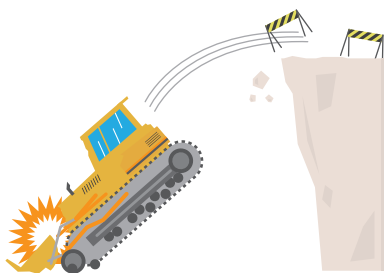


何時いかなる時に、事故が起こるかわかりません。現実には事故が起きたら、金銭的にも精神的にも大変な負担がかかります。そこで少しでも皆様のお力になる為、小さな負担で大きな安心を提供させていただくのが、このワイド補償制度です。



動産補償

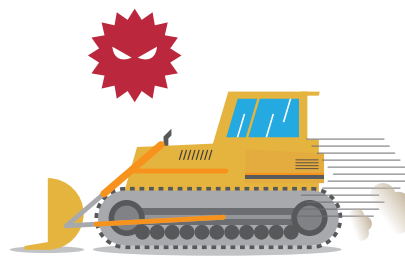
… ナンバーのつかない、全てのレンタル商品に対応します。
破損・火災・水害・盗難事故などに対応。



転落によって機械が破損してしまった。

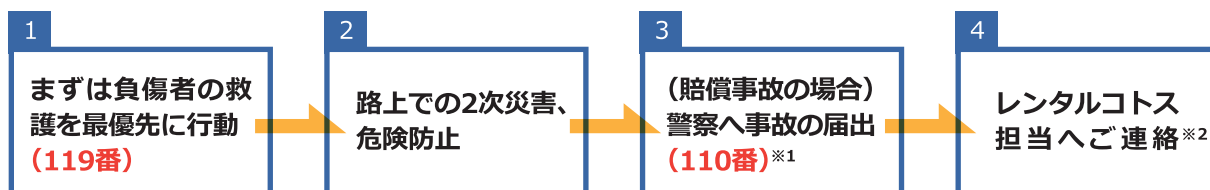


機械が火災で燃えてしまった。



機械が盗難にあってしまった。

事故が起きた場合は、下記手順にて対応をお願いします。



注意

※1 人身事故の場合、届出がないものは補償対象外となります。

※2 P8の営業所一覧を参照していただき、報告が遅くならないよう速やかにご連絡ください。

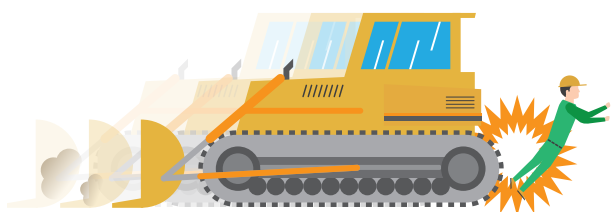
補償内容の特徴

工事に関係のない第三者だけでなく、現場内での作業中や保管中の対人・対物事故に対応！

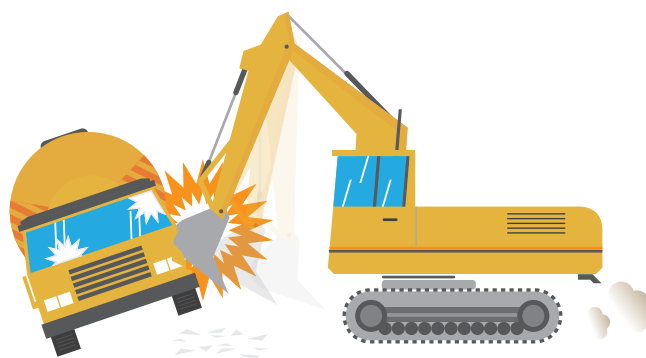
自走式機械賠償補償

.....

自走式機械（油圧ショベル・ブルドーザー等）による対人・対物事故に対応します。

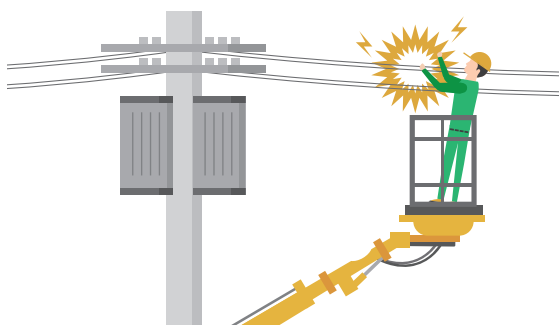


現場内で、ブルドーザー運転中誤って他社作業員に接触し人身損害を与えてしまった。



油圧ショベル運転中誤って他社ミキサー車にぶつけ損害を与えてしまった。

高所作業車バスケット内傷害補償



高所作業車のバスケット内で作業中の事故に対応します。

例えば、バスケットからの転落によって受傷してしまった場合や、感電・その他不慮の事故によって受傷してしまったなど。

ナンバー付き車両補償



登録ナンバー付きのトラックなどの一般車両、高所作業車・ユニック車・散水車などの作業車両、ホイールローダーなどの建設機械対象。また、対人・対物賠償、および車両補償に対応します。

特殊機械、超大型機あるいは特殊な使われ方の場合につきましては、別途料金を設定させて頂く場合があります。

安全対策

動産補償

事故が起きてしまう前に、
まずは安全対策を最優先にしましょう。

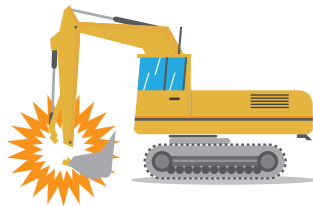
事故が起きた場合の免責金（お客様のご負担金）※3

事故といっても、内容も違い、お客様の責任も違います。
お客様のちょっとした不注意によって起こった事故と、安全に対する意識が低いため起こった事故とは、同じ補償料を頂いていても免責内容は違います。事故の内容によっては大きな免責金を頂く場合、補償できない場合（有償修理）となる場合があります。あらかじめ十分ご確認くださいませようお願いします。

注) 同じ補償料の中で、お客様の公平を期すための制度です。ご理解の上ご了承ください。

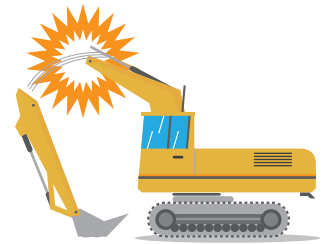
機械損害が複数回の事故による損害

1回の事故につき、その都度所定の免責金額がかかります。例えば、朝前部を、夕方後部を破損した場合、2回の事故となります。



日常点検を怠った事による損害

ご使用の際、日常点検を励行してください。油圧シヨベルにおけるロックボルトの点検やグリスアップ等の原因でアームシリンダーに損害があった場合等。



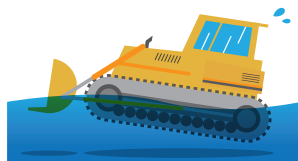
ご負担金 = 免責金額 × 事故回数

(損害事故を起こした場合は必ず、その都度報告してください。)

ご負担金 = 修理費の 20 ~ 60%

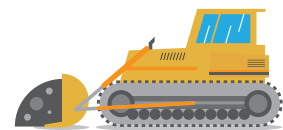
水害(水災)事故による損害

台風、洪水、土砂崩れ、高潮等の水害による損害。
事前の安全確認をお願いいたします。



特定現場・特定業種の損害(動産補償)

次ページ(P5)の「特定現場・特定業種の損害」に関し、様々な現場が考えられます。当社にご相談ください。



1台につきご負担金 = 20万円 (免責金額)

(1事故の免責金額)ご負担金 = 修理費の40%~

(対人・対物事故、盗難事故は補償対象です。繰り返し事故は補償対象外となります。)

盗難事故による損害 A

同じお客様の2度目以降の盗難損害。
自走式建設機械でキーをつけたままで盗難にあった場合。
(キーを紛失した場合を含みます)

ご負担金 = 損害額の50%

盗難事故による損害 B

左記A以外の盗難による損害。

※全国で盗難が相次いでおります。十分にご注意ください。



ご負担金 = 損害額の20%

注意

※3 上記以外のケースでも事故の内容によって、同等の免責金を頂く場合があります。また、損害額が100万円以上の場合は、損害額の20%を免責金として頂きます。

補償対象外

補償対象外となるケースとは？

日頃から、安全に対して意識することが大切です。

事故が起きれば、お客様自身、時間や手間、お金が掛かってきます。金銭的には補償制度で補償されたとしても事故処理にかかる時間や手間は多く、物が壊れれば修理や交換のために作業が中断したり、第三者にけがをさせればお見舞い等に出向く必要が出てきます。また、下記のように、免責金を頂く場合や補償できない場合もあります。事故はいかなる時、起こるかわかりません。日頃から安全に対して意識し、作業点検を実施いただくことも大切です。

Case 1

無理乱暴使用による損害

極端に機械能力を超える扱いや、使用方法を明らかに違う使い方をし、損害を与えた場合。または、当然事故が起こると予測される場合。



Case 2

法令・使用基準違反事故による損害

セーフティを外して作業したり、高さ制限を越えた積載や、アウトリガーを張り出さずに機械を使用したなどの安全に対する配慮がなされていない場合。

※高さ制限3.8mを超える積載は禁止されています。



Case 3

無免許運転による損害

本来その機械を運転する為の免許を取得せず、運転して損害を起こした場合。

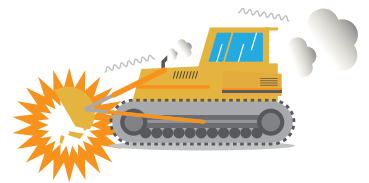
※P7の資格一覧をご覧ください。



Case 4

消耗品・設置部品などの損害

刃、つめ、履帯、ベルト、ピン、ガラス等、消耗品・部品・アタッチメント単独損害の場合。荷台の汚損、擦り傷などの長期使用によって起こる損害や、始業点検を怠った事により発生した損害等。

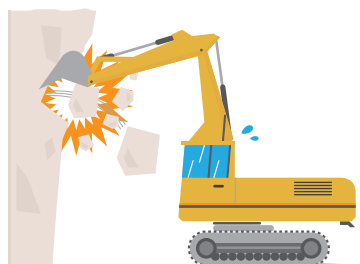


Case 5

特定現場・特定業種の損害

解体工事、トンネル工事、地下工事、碎石現場、船上作業など、あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予測できる現場での損害。

※事前に必ずご相談ください。



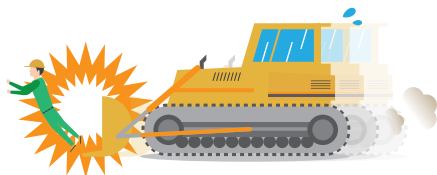
- 地震・津波・噴火による損害。
- 警察に未届けの盗難、また警察での扱いが紛失、置き忘れ等の扱いの場合。
- 酒酔い、無免許、麻薬使用等による運転中の事故。
- 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内(派遣社員・パート含む)および下請会社等の場合。また、警察に届け出のない場合。(対人賠償)
- 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破損させた場合。(対物賠償)
- 第三者(他人)の財物使用不能損害(事故による店舗休業等)による間接損害。
- 振動による事故及び、土地、地盤、地下水に関する損害。
- 騒音、埃、排気、排水による損害。
- 登録ナンバーのない車両で公道を走行中の事故。
- 道交法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故。
- 詐欺・故意・重大な過失によるもの、及び本来の使用法以外による損害が出た場合。
- 当社レンタル約款に違反して使用された場合。
- その他、当社契約の損害保険会社が対象外と認定した場合。

Q&A

こんなケースは補償対象？対象外？ 具体例とあわせて確認してみましょう。

Q. 1

現場内で、ブルドーザー運転中、誤って他社の作業員に接触し、人身損害を与えてしまいました。このような場合は補償対象となりますか？



A

このワイド補償の特徴の1つです！

現場外の第三者(通行人等)に対してばかりでなく、現場内の人々(元請、他の下請会社の作業員等)も対象となります。(ただし、お客様と同じ会社に所属する人およびお客様の下請会社等は対象外です。)

Q. 2

- 現場内で、油圧ショベルを運転中、元請が設置された自動販売機を壊してしまった。
- 現場内で、油圧ショベルを運転中、別の下請さんの発電機を破壊してしまった。



A

この部分がワイド補償最大の特徴！

現場の外(隣家、電柱等)に対してばかりでなく、上記のような現場内での対物事故についても対象となります。(ただし、お客様の会社が管理している物は対象外です。)

Q. 3

台風損害での落石や洪水などによる機械の損害は、補償対象となりますか？



A

水害(台風、洪水、集中豪雨、落石、土砂崩れ等)の被害に対しても補償します。(ただし、1台につき、免責金(自己負担金)20万円が必要となります。)

Q. 4

免責金(自己負担金)についての詳しい内容とは？

A

「免責金」とは、お客様にお支払頂くご負担金のことを指します。

①通常作業時での事故の場合のご負担金は1回につき10万円です。

Case.1 通常作業で機械横転により、多数箇所破損させ、高額(但し100万円未満)の修理費が掛かって1回の事故なので、ご負担金は10万円です。
(100万円以上の損害の場合は、損害額の20%をご負担頂きます。)

Case.2 朝前部、昼横部、夕方後部と機械を破損した場合、3回の事故となります。修理費が各々50万円、7万円、30万円(合計87万円)であったとすると、ご負担金は10万円+7万円+10万円(計27万円)となります。
(87万円-27万円=60万円の補償)

②その他、日常点検不備、無理乱暴、目的外使用、盗難などの場合は、内容により補償しない場合や、上記①の場合より大きなご負担金を頂く場合もありますので、ご注意ください。

※詳細はP3~4をご覧ください。

資格一覧表

運転の資格など受講をご希望の方は、最寄りの当社営業所に相談ください。

機械区分		資格区分		公道上 運転資格
油圧ショベル(クローラ式)	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
油圧ショベル(解体用機械)	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(解体用)	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(解体用)	技能講習	
アームクレーン付 油圧ショベル	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
ホイールローダ	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
ブルドーザ	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
モータグレーダ	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	大型特殊免許
ガラパゴス(リテラ) [☆]	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
クローラダンプ / タイヤキャリア	最大積載量 1 t 未満	不整地運搬車	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大積載量 1 t 以上	不整地運搬車	技能講習	
ローラ (振動 / タイヤ / マカダム)	制限無し	締め固め用機械	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
クローラクレーン	最大吊上荷重 0.5 t 以上 1 t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	特別教育	
	最大吊上荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
クレーン付トラック	最大吊上荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	中型免許
高所作業車	作業床高さ 2m 以上 10m 未満	高所作業車	特別教育	中型免許 (車両搭載車)
	作業床高さ 10m 以上	高所作業車	技能講習	
フォークリフト	最大荷重 1 t 未満	フォークリフト	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大荷重 1 t 以上	フォークリフト	技能講習	
ショベルローダ	最大積載量 1 t 未満	ショベルローダ 等	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大積載量 1 t 以上	ショベルローダ 等	技能講習	

※ クレーン作業に当たり、玉掛作業者は吊り上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要です。

☆ リテラは車両系建設機械と小型移動式クレーン・玉掛の技能講習修了証が必要です。

注意事項

補償制度加入にあたり注意していただくこと

重要事項

1. **お客様(元請、下請を含む)側で、現場の保険(請負業者賠償責任保険、土木、建設工事保険等)に加入、付保されている場合は現場の保険が最優先されます。**
2. 被害者に対する損害賠償責任は当事者にあり、当社が責任を負うものではありません。
3. 被害者との示談やお話合いに当社は一切関与いたしません。予めご了承ください。
4. 事故現場では示談交渉を絶対に行わないでください。届出無しに示談された場合、補償できない場合がございます。予めご了承ください。
5. 当補償制度では休車料は含まれておりません。
6. バスケット(高所作業車)内の搭乗者傷害の補償額は定員までとなります。
7. 事故報告が遅延した場合や、間違った報告をされた場合、正当な理由がない限りお支払いできません。
8. 賠償金の確定・示談の決定等には保険会社の承認を必要とします。万が一独自に和解されたとして、そこで保険会社で定められた以上の賠償金の請求が発生しても補償できません。
9. 貸渡期間が2日以上になる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
10. 過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はおお客様のご負担となります。
11. 貸渡期間中は稼働・休車にかかわらず補償料は全てご請求いたします。
12. 補償料については別途、消費税を請求いたします。
13. 当補償制度のご案内は予告なく内容を変更する場合があります。

株式会社 レンタルコトス

本 社	〒 584-0028	大阪府富田林市中野町西2丁目246-5	TEL 0721-25-8778	FAX 0721-25-0858
堺 ヤ ー ド	〒 599-8238	大阪府堺市中区土師町4丁目1956-1	TEL 072-239-6171	FAX 072-239-5995
八尾機材センター	〒 581-0865	大阪府八尾市服部川1丁目80番地	TEL 072-941-4155	FAX 072-941-4156
大 阪 南 支 店	〒 596-0103	大阪府岸和田市稲葉町280-1	TEL 072-479-2550	FAX 072-479-2551
橋 本 営 業 所	〒 649-7202	和歌山県橋本市高野口町伏原1346-1	TEL 0736-44-1551	FAX 0736-44-1550
テクノヤマグチ	〒 639-0236	奈良県香芝市磯壁373-1	TEL 0745-78-3660	FAX 0745-78-3661

— ワイド補償制度のご案内 —

2023年4月改定

株式会社レンタルコトス

お客様に安心してレンタル機械を使用していただくために、補償内容をさらに充実して、万一の場合に備えた補償制度を実施します。※(弊社が他社より借りて貸出している登録ナンバー付車両及び機械は、借入先の補償内容に準じます)

補償制度の内容	①	対人賠償	運行・使用・管理中誤って第三者(他人)を死傷させた場合、補償します。
	②	対物賠償	運行・使用・管理中誤って第三者(他人)の財物を破損させた場合、補償します。
	③	バスケット内搭乗者傷害	作業用バスケット搭乗中の不慮の傷害事故による損害を補償します。
	④	動産補償	現場内において、火災、爆発、盗難、破損など偶然な事故による損害を補償します。 (免責金額は事故の内容により異なります)

対象車種			補償内容				免責金 (自己負担額)	1日あたりの 補償料(円)
			①対人	②対物	③バスケット 内搭乗者	④車両/動産		
ナンバー付車両及び機械	一般車両 作業車両	軽ダンプ 2t~4tダンプ ユニック スカイマスター 等	無制限	無制限	死亡2000万円 入院4500円/日 通院3000円/日 *4	実損額	対物10万円 車両10万円*1 水害20万円*2 盗難*3	600~1000
	建設機械	ホイールローダー ローラー 等	無制限	無制限	/	実損額	同上	400~800
ナンバー無し自走式機械	建設機械	油圧ショベル ローラー ブルドーザー 等	1事故1億円 (1名5000万円)	1000万円	/	実損額	対人10万円 対物10万円 動産10万円*1 水害20万円*2 盗難*3	350~2000
その他商品	機械類	発電機 コンプレッサー 小物機材類 他アタッチメント	/	/	/	実損額	動産1~10万円 水害*2 盗難*3	50~700
	その他	仮設ハウス トイレ類	/	/	/	実損額	同上	同上

*1 車両/動産 損害額が100万円を超える場合は、損害額の20%

*2 水害 損害額が100万円を超える場合は、損害額の20%

*3 盗難 損害額の20%~50%

*4 バスケット内搭乗者につきましては、高所作業車のみ対象となります(定員まで)

※ 市町村ナンバー付車両につきましては、ナンバー無し自走式機械に準じます

※ 当社に無断で他者に貸した際に起こった事故に関しては、補償いたしません

※ 事故修理期間中における当社の休車損害費用は別途ご請求させていただきます

免責規定……下記に該当する場合は補償金をお支払いできません。

動産補償（レンタルアイテム自体損害）

(1)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません。

- ① 故意または重大な過失に起因する損害
- ② 貸出機械の目的外使用並びに無理・乱暴な使用に起因する損害
- ③ 運転資格の無い者に起因する損害（資格一覧表参照）
- ④ 補償目的に加工を施した部位の損害
- ⑤ 補償目的の点検・修理・清掃等の作業中の損害
- ⑥ 消耗・さび・かび・変質・変色・かし・その他類似の事由による損害
- ⑦ 故障による損害
- ⑧ あらかじめ損害予測の高い現場（解体工事・トンネル・地下工事・砕石現場・船上作業・その類）での損害
- ⑨ 詐欺・横領・置き忘れ・紛失に起因する損害
- ⑩ 差押え・収用・没収・破壊・公権力の行史に起因する損害
- ⑪ 地震・噴火・津波に起因する損害
- ⑫ 戦争・内乱・暴動・変乱・核燃料による損害
- ⑬ 補償料の領収のないお客様における損害

(2)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません

- ① 補償目的の事故に伴う代車・休車等の間接損害
- ② 電気的事故・機械的事故に起因する損害

(3)免責（補償対象外）当社は補償目的のうち、次の部分の単独損害に対しては補償金を支払いません。

- ① ドロップハンマ、スチームハンマ、エアハンマ、ディーゼルハンマ、パイルドライバー、プレート、ライン、ドリル、バケット
ケーシングチューブ 等、準じた部品
- ② 刃、つめ、フォーク等、準じた商品
- ③ ベルト類、ワイヤーロープ、チェーン類、ゴムタイヤ、ゴムキャタ、キャタピラ類、コンクリート部、ガラス、管球類等、準じた商品
- ④ 工具類、潤滑油、触媒等の運転用資材、接地部品

対人・対物賠償補償（自走式機械賠償補償）

(1)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません。

- ① 戦争・内乱・暴動・変乱・核燃料によって生ずる損害
- ② 被保険者の故意によって生ずる損害
- ③ 地震・噴火・津波・洪水等の天災によって生ずる損害
- ④ 補償料の領収のない顧客における損害

(2)免責（補償対象外）当社は次に掲げる損害に対しては補償金を支払いません。

- ① 被補償者または事故当事者と死傷した被害者が同じ勤務社内（派遣社員・パートを含む）および下請会社等の時
- ② 被補償者または事故当事者の管理下にある財物が被害にあった時
- ③ 対人事故において警察に未届けの時
- ④ 公道走行中の事故の時
- ⑤ 振動による事故及び土地・地盤・地下水に関する事故の発生の時
- ⑥ 騒音・ほこり・排気・排水による事故発生の時
- ⑦ 第三者（被害者）の財物の使用不能損害に基く間接損害が発生した時
（但し、第三者財物が車両の場合の代車・休車は補償対象とすることができます。）
- ⑧ 河川・海・湖沼等の公共水域への環境汚染等

追記 上記以外の場合、損害保険会社該当保険約款並びに特約条項の規定を準用します。

自己負担（免責金）について ※前記自己負担（免責金）は基本ご負担金です

- ① 免責金は1事故10万円となりますが、損害額が100万円を超える場合は損害額の20%をご負担いただきます。
- ② 水害（融雪、土砂崩れ等）の場合の免責金は1台につき20万円となりますが、損害額が100万円を超える場合は損害額の20%をご負担いただきます。
- ③ 盗難損害の場合は損害額の20%～50%をご負担いただきます。
- ④ 損害の状況・内容に応じて上記金額にとらわれず損害額20%～80%の免責金をご負担いただく場合があります。